

平成20年度「運輸安全マネジメントに関する取組み」結果について ～輸送の安全に係る情報～

「すべての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努める」ことを義務付けた『運輸安全一括法』が、平成 1 8 年 1 0 月に施行されました。

これを受け、川崎市バスでは、「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定し、輸送の安全性の向上に努め、お客様の安全を最優先とした、人にやさしいバスを目指しています。

この結果についての報告は、「旅客自動車運送事業運輸規則」等に基づき、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に係る情報など、川崎市バスが平成 2 0 年度に実施した輸送の安全に関する情報及び平成 2 1 年度の取り組みについて公表するものです。

目 次

	ページ
I 運輸安全マネジメントに関する取組み・・・・・・・・・・	3
1 輸送の安全に関する基本的な方針	
2 輸送の安全に関する目標	
3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
4 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
5 輸送の安全に関する重点施策	
6 安全統括管理者、安全管理規程	
 II 平成20年度の輸送の安全に関する情報・・・・・・・・・・	 7
1 平成20年度の事故削減目標と目標達成状況	
2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	
3 平成20年度の実績	
 III 平成21年度の輸送の安全に関する目標及び計画・・・・・・・・	 12
1 平成21年度の輸送の安全に関する目標	
2 目標達成に向けた取組み	

I 運輸安全マネジメントに関する取組み

1 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針を次のとおり定めています。

(1) 交通局長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全職員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 川崎市バスは、運輸安全マネジメントを確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する目標

＜中期的な目標（平成25年度の目標）＞

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する中期的な目標を「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」最終年度である平成25年度末までに、平成16年度の有責事故（当方に過失のある事故）件数39件から、50%減の20件以下を目指します。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向けた責任ある組織体制について、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を別紙1のとおり定めています。

4 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則に定める、重大事故、若しくは災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を別紙2のとおり定めています。

5 輸送の安全に関する重点施策

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

6 安全統括管理者、安全管理規程

(1) 安全統括管理者

輸送の安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

自動車部長 石川 正俊

(2) 安全管理規程

道路運送法第22条の2の輸送の安全に関する規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を別添のとおりに定めています。

Ⅱ 平成20年度の輸送の安全に関する情報

1 平成20年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況

平成20年度目標 有責事故 38件以下（平成19年度57件の19件減）
 結果 37件 となり、目標を達成しました。

〔事故件数の推移〕

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期的目標(H25)
全体事故件数	71	79	71	85	63	→	36
有責事故件数	39	47	45	57	37	→	20

〔責任点数及び年間走行距離10万kmあたりの事故発生件数〕

	車両数 (両)	総走行距離 (千km)	事故件数 (件)	責任点数 (点)	10万kmあたりの 事故発生件数(件)
17年度	333	12,771	79	6,400	0.62
18年度	324	12,593	71	6,200	0.56
19年度	324	12,518	85	6,400	0.68
20年度	324	12,437	63	5,300	0.51
塩 浜	97	3,862	15	800	0.39
井 田	62	2,211	8	1,000	0.36
鷲ヶ峰	93	3,641	21	1,800	0.58
上平間	72	2,723	19	1,700	0.70

注1 責任点数表 ※ 当方過失責任なしは0点

人身事故	死 亡	入院30日以上	入院29日以下	通院14日以上	通院13日以下
物損事故	500万円以上	300万円～499万円	100万円～299万円	50万円～99万円	50万円未満
責 任 点	1000点	500点	300点	200点	100点

注2 10万km走行あたりの事故発生件数 算式＝事故発生件数÷総走行距離×10万km

【事故種別件数】 カッコ内は有責事故件数で内数

事 故 種 別	H16	H17	H18	H19	H20
通行人接触	8 (6)	4 (4)	3 (3)	4 (3)	5 (5)
乗り降り損じ	2 (2)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
<u>車内事故</u>	3 (3)	17(17)	19(18)	14(14)	<u>7(6)</u>
衝突による乗客乗員負傷	9 (3)	12 (4)	7 (6)	5 (4)	10 (3)
その他人身事故	4 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
人身事故計	26(17)	35(27)	29(27)	26(24)	23(15)
<u>自動車接触事故</u>	45(22)	43(20)	40(16)	56(30)	<u>38(20)</u>
建設物接触事故	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	2 (2)
その他物件事故	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
対物事故計	45(22)	44(20)	42(18)	59(33)	40 (22)
合 計	71(39)	79(47)	71(45)	85(57)	63(37)

2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

【国土交通省へ報告した重大事故件数】

	H16	H17	H18	H19	H20
重大事故件数	5	8	5	7	6
うち第2条第2号に該当	3	1	3	2	1
うち第2条第4号に該当	2	7	2	5	4
うち第2条第5号に該当	0	0	0	0	1

※第2条第2号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの(14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)

※第2条第4号に該当する事故とは、操縦装置等の不適切な操作により障害を生じたもの(11日間以上の治療を要する傷害)

※第2条第5号に該当する事故とは、運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなったもの

【平成20年度重大事故の内容】

事故発生日	発生状況	治療期間等
5月14日	停車時の車内転倒 負傷2名	通院9日1名・通院33日1名
6月8日	停車時の車内転倒 負傷1名	通院23日1名
9月6日	バスと歩行者が接触 負傷1名	通院中
12月27日	停車時の車内転倒 負傷3名	通院1日1名・通院2日1名 通院中1名
1月16日	発車時の車内転倒 負傷1名	通院中
3月18日	健康起因による事故 負傷なし	

【国土交通省へ報告した車両路上故障件数】

36件(第2条第6号)

3 平成20年度の取組み

(1) 事故防止計画及びサービス向上計画を策定し、次のとおり実施しました。

- ア 各月の具体的な主題と強調目標の設定及び職員への徹底
- イ 安全運転研修会の実施
- ウ 非常用具・車椅子等取り扱い講習会の実施
- エ 統一調査の実施(日常点検実施状況等9項目の現況調査)
- オ 添乗による乗務観察の実施(合同査察)
- カ 事故警報又は点呼指示事項の発信及び職員への徹底
- キ 車内事故防止対策の実施
- ク 飲酒運転防止対策の実施
- ケ 公共交通機関等におけるテロ対策の実施
- コ 警察、消防機関等と連携したテロ対策訓練の実施
- サ その他輸送の安全の確保に関する個別的な取組み

(2) 事故防止に関する国土交通省、警察、神奈川県・川崎市の行政機関、日本バス協会等と連携して、次の各種運動に取り組みました。

- ア 春・秋の全国交通安全運動
- イ 夏の交通事故防止運動
- ウ バス車内事故防止キャンペーン
- エ 事業用自動車事故防止コンクール
- オ 年末の交通事故防止運動
- カ 年末年始自動車輸送安全総点検

(3) 市バス独自の取組みとして、安全推進に関する運動を展開しました。

- ア 無事故運動
- イ サービス向上運動
- ウ 安全運転に効果的なエコドライブの推進

(4) 輸送の安全に関する教育研修実績

- ア 全体研修
 - ・安全運転研修(春、秋交通安全期間中 12回)
 - ・非常用具・車椅子等取り扱い講習(12月～1月 計12回)
 - ・飲酒運転防止・ヒヤリハット研修(11月～2月 計38回)
 - ・車内転倒防止研修・高齢者疑似体験研修(7月～8月 計72回)
 - ・エコドライブ・事故防止研修(9月～10月 計29回)
 - ・普通救命士講習及び接遇研修(11月～3月 11回)

イ 個別研修

- ・事故惹起者への安全運転指導教育(3回)
- ・年代別研修(5回)
- ・エコドライブ実地研修(3回)

ウ 運行管理者等研修

- ・営業所職員への運行管理者研修(8回)
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講(8名)
- ・運行管理者等一般講習の受講(15名)

(5) 交通事業管理者と現場代表による意見交換会

各営業所において、輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長と営業所職員代表による意見交換会を開催しました。

(6) 輸送の安全に関する内部監査

平成20年度は、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)の「安全マネジメント内部監査養成講座」を実施し、内部監査チームを選任して、運輸安全マネジメント態勢が適切に確立され、実施され、維持され機能していることを確認するための内部監査を実施しました。

3月に実施した自動車部塩浜営業所においては、旅客自動車運送事業運輸規則を始めとする法令等に定める帳票類等の整備及び輸送の安全に関する基本的な方針及び目標の周知状況を重点に点検を行い、実施状況は概ね良好でした。

(7) 関東運輸局による巡回監査

平成21年3月18日 井田営業所

平成21年3月24日 鷲ヶ峰営業所

巡回監査により指摘された事項については、鋭意改善してまいります。

(8) 輸送の安全に関する予算等の実績額

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行いました。

区 分	数 量
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス 2 両 最新規制適合バリアフリー対応バス 36 両
バス停留所施設の整備	停留所上屋 10 か所 照明付停留所標識 20 基
後方支援システムの充実	塩浜・井田・鷲ヶ峰営業所
輸送の安全に係る各種教育・研修	開催回数延べ 193 回
研修機材の整備	プロジェクター・スクリーン等
総 額	903,469千円

(9) 平成 20 年度 of 取組み評価

輸送の安全性の向上を目指し、事故防止やお客様の安全確保のため、多彩な数多くの教育研修の実施を展開しました。

また、内部監査を実施し、運輸安全マネジメントに則した運行管理が徹底しているかについて点検を行い、改善すべき課題については改善を行ってまいりました。

その結果、有責事故削減目標を達成し、中期的目標（平成 25 年度）達成に向けての弾みとなりました。

しかしながら、内部監査や関東運輸局の巡回監査における指摘事項など、まだまだ改善しなければならない事項も多く、平成 21 年度においても、運輸安全マネジメントへの着実な取組みを展開し、有責事故の削減に努めるとともに、運行管理について P D C A サイクルにより随時見直し、輸送の安全性のさらなる向上のため、改善を行ってまいります。

Ⅲ 平成21年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成21年度の輸送の安全に関する目標

平成21年度の輸送の安全に関する目標については、有責事故件数33件以下とします。

重点的な取組みとしては、車内事故及び、有責事故件数の多数を占めている駐停車車両や建造物に接触する事故の削減に取り組めます。

〔有責事故件数の推移〕

単位:件

	H16	H17	H18	H19	H20	H21 目標	H22	H25 目標
有責事故件数	39	47	45	57	37	33		20
前年度比較	-9	8	-2	12	-20	-4		-19

※ 平成25年度前年度比較については、平成16年度との比較

2 目標達成に向けた取組み

平成21年度の目標を達成するために、次の課題に取り組めます。

(1) 指導監督の徹底

安全管理規程に基づき、乗務員指導監督年間計画を策定し、研修等を着実に実施します。

(2) 職員の安全意識向上

車内事故防止等、重点的な取組みに向けた周知徹底を強化するとともに、人事評価制度への反映を行います。

(3) 職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診を促すとともに、定期健康診断後にフォローアップ及び産業医による個別指導を行います。

(4) 各種キャンペーンの実施

関係機関と連携した各種キャンペーンに積極的に参加するとともに、交通局独自の「無事故運動」を実施します。また、危機管理対策として、警察や消防機関と連携した実地訓練を実施します。

(5) ドライブレコーダーの活用

事故防止及び乗務員の技能向上をめざし、ドライブレコーダーを活用します。

(6) 一般適性診断の活用

一般適性診断の結果をもとに、運行管理者による個別指導を行い、安全運行を図ります。

(7) 情報の収集

ヒヤリハット情報の収集を行い、情報の共有化を図ります。

(8) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

輸送の安全に関する目標を達成するための教育及び研修等の具体的な取組みは、次のとおりです。

ア 全体研修

- ・安全運転研修
- ・運行管理者による乗務員研修
- ・非常用具・車椅子等取り扱い講習
- ・飲酒運転防止研修
- ・車内転倒防止研修
- ・高齢者疑似体験研修
- ・車内アナウンス改善研修
- ・車両特性及び安全確認に関する研修
- ・エコドライブ研修
- ・ヒヤリハット研修
- ・普通救命士講習及び接遇研修

イ 個別研修

- ・事故惹起者への安全運転指導教育
- ・エコドライブ実技研修
- ・車内アナウンス特別研修

ウ 運行管理者等研修

- ・営業所職員への運行管理研修
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講の促進
- ・運行管理者一般講習の受講

川崎市バス乗務員一般的指導監督月別実施計画

実施月	4～6 月		7～8 月	9～11 月		12～2 月
研 修 指導監督区分	安全運転研修会（法令講習会、運行管理者による乗務員研修）及びエコドライブ・ヒヤリハット研修		運行管理者等による事故防止研修	安全運転研修会（法令講習会、運行管理者による乗務員研修）、産業医（保健相談員）による個別指導及び酒気帯び出勤防止研修		非常用具・車椅子等取扱講習会
1 市バス運転上の心構え	●			●		
2 運行の安全確保の基本的事項	●			●		
3 バスの構造上の特性		●	●			●
4 乗車中の旅客の安全確保		●	●			●
5 乗降時の安全確保			●	●		
6 運行経路・交通状況の確認	●			●		
7 危険予測及び回避		●	●		●	
8 運転適性に応じた安全運転	運転適性診断を計画的に行い（3年に1回程度）、診断結果に基づき、個々の乗務員に自らの運転行動の特性を自覚させ、安全運転に係る適切な指導を行う					
9 交通事故における生理的・心理的要因及び対処方法		●			●	
10 健康管理の重要性		●	●		●	
備 考	交通事故の防止、運転マナーの向上を図る。ヒヤリハットビデオ、危険予知トレーニングを実施		高齢者疑似体験を実施し、車内事故防止を図る。また、危険予知トレーニングを実施	交通事故の防止、運転マナーの向上を図る。酒気帯び出勤防止研修を実施		緊急時を想定した非常用具取扱いの訓練や車椅子対応訓練等を実施

※各種の「運転適性診断」のうち、心理・生理の両面から運転者の運転性向の基本要因について諸特性を明らかにするために行う「一般診断」を乗務員に受診させる。また、健康診断結果については、個別指導を実施する。

(9) 輸送の安全に関する内部監査

平成21年度は、本局における内部監査を実施します。

また、各営業所については、第三者機関による運行管理体制のチェックを行い、必要な改善を行うとともに、随時、自主点検を実施し、担当課によるチェックを行います。

(10) 輸送の安全に関する予算等の計画

安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。

区 分	数 量
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス 6 両 最新規制適合バリアフリー対応バス 38 両
バス停留所施設の整備	停留所上屋 10 か所 照明付停留所標識 20 基
輸送の安全に係る各種教育・研修	全乗務員対象
運行管理体制の見直し	営業所事務室及び点呼場の整備 点呼補助嘱託職員の採用
適性診断	NASVAネット導入 適性診断受診
総 額	1, 121, 867千円

3 運行管理体制の見直し

平成21年度については、お客様へさらなる安全運行を提供するため、運行管理体制の抜本的な見直しに取り組めます。

(1) 運行管理体制の改善

点呼執行体制の改善や業務フローの見直しを行います。また、専門的な見地から運行管理体制を点検するため、第三者機関により検証、改善提案を委託し、さらなる改善に取り組めます。

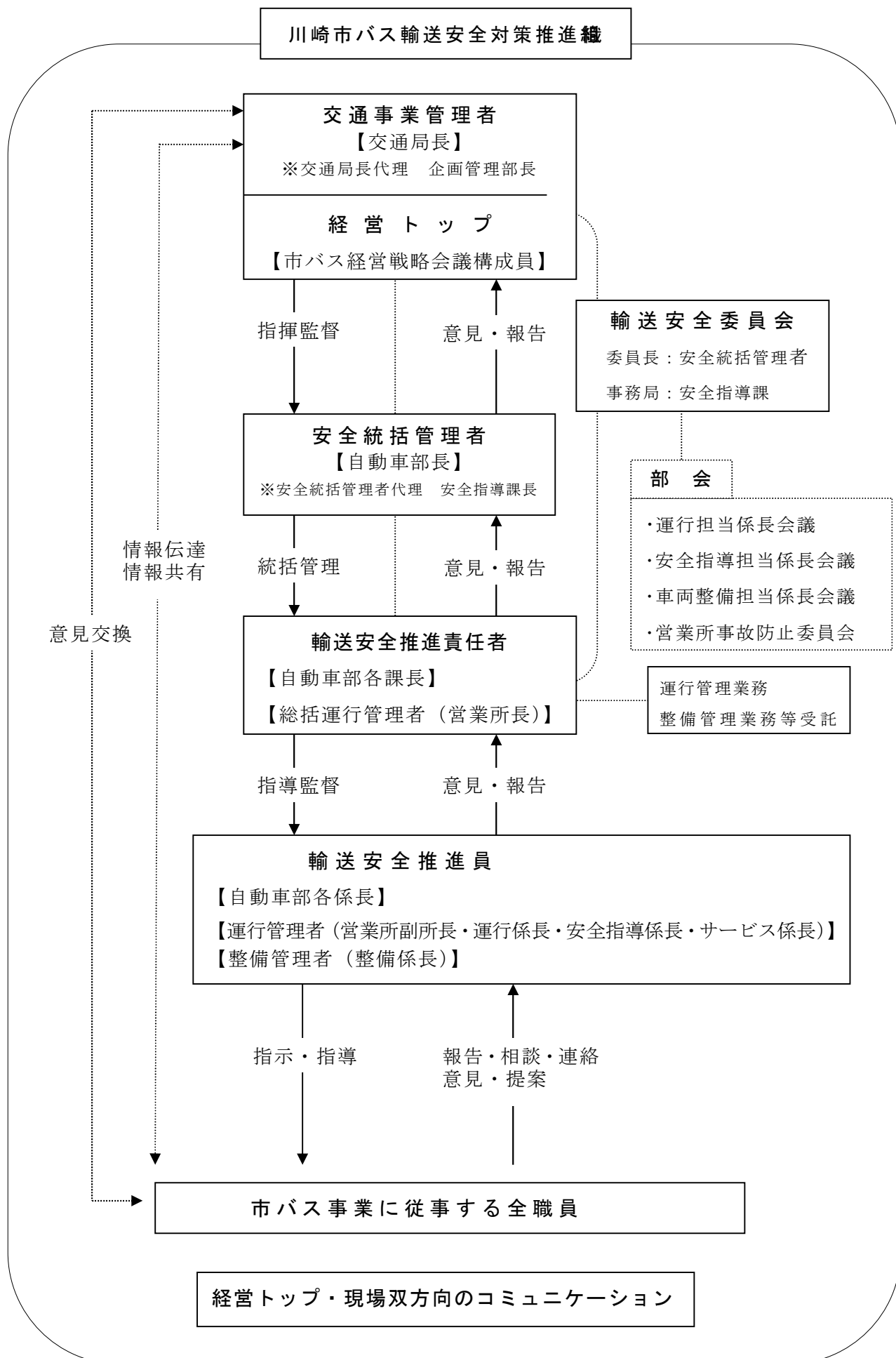
(2) 事務職員の運行管理意識の向上

コンプライアンスを重視した運行管理意識の向上に努めます。

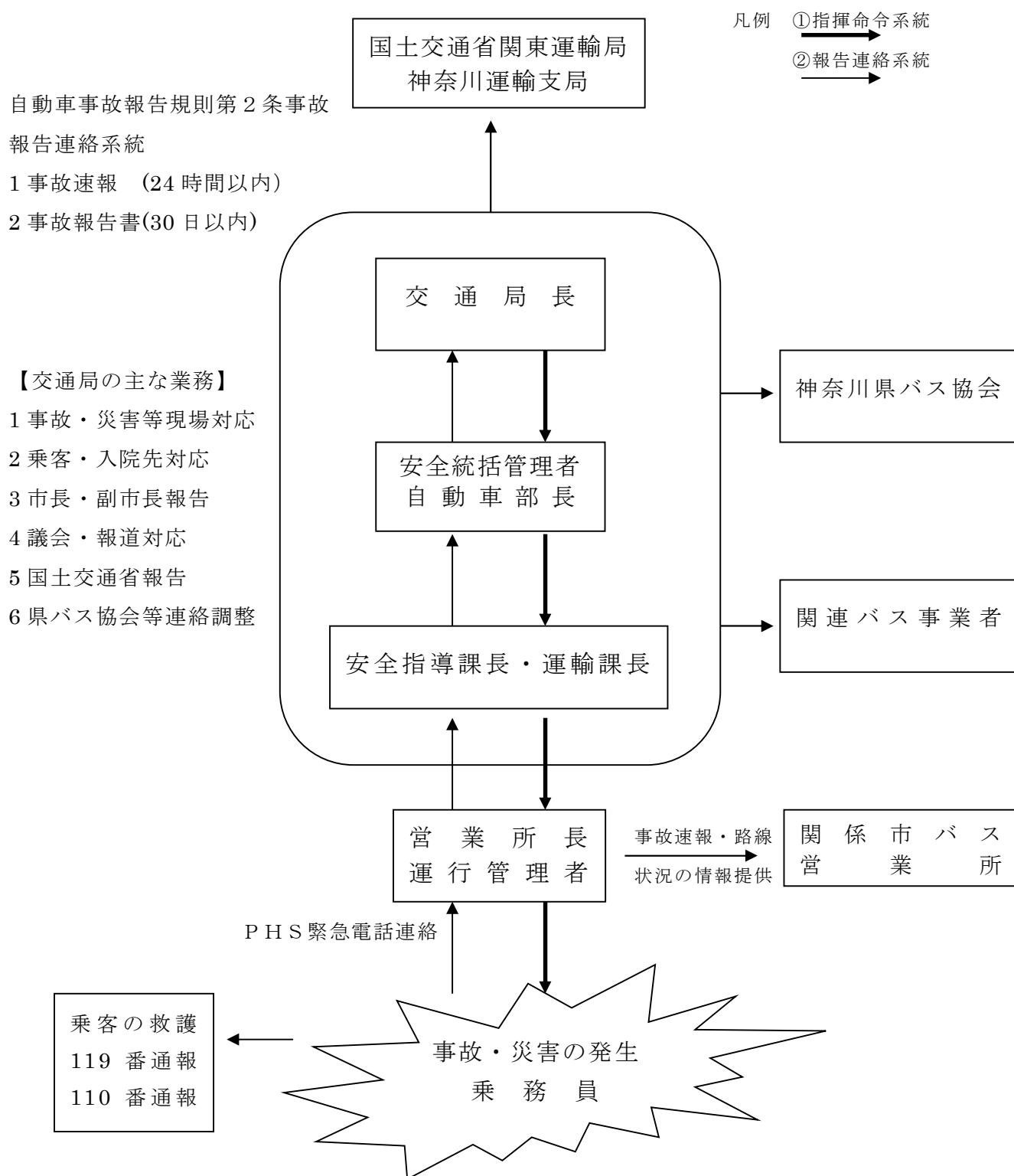
(3) 運転手の安全意識の向上

コンプライアンスを重視した安全意識の向上に努めます。また、お客様へ安全な運行を提供するため、運転技術の向上を図ります。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全指導課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。